

## 第IV章 計画の推進

## 第IV章 計画の推進

### 1. 健康増進に向けた取組の推進

#### (1) 活動展開の視点

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取組を支援するものとして、計画策定の努力義務を規定しています。

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む中で、一人一人の市民にとっても重要な課題です。

したがって、健康増進施策を本市の重要な行政施策として位置付け、「健康まいばら21（第2次）」の推進においては、市民の健康に関する各種指標を活用し、取組を推進していきます。

取組を進めるための基本は、個人の身体（健康診査結果）をよく見ていくことです。

一人一人の体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。

一人一人の生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取組を重視して、健康増進を図ることが基本になります。

本市ではその活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくように、科学的な支援を積極的に進めます。

同時に、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる家族や、地域の習慣や特徴など、共通する実態の把握にも努めながら、地域の健康課題に対し、市民が協力し考え合うことによって、個々の気付きが深まり、健康増進に向かう地域づくりができる地域活動を目指します。

#### (2) 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取組を進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、健康増進法第6条に規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。

庁内における健康増進事業の実施は、様々な部署にわたるため、市の関係各課との連携を図ります。

また、市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人一人の主体的な健康づくり活動を支援していくために、医師会や歯科医師会などに加え、健康づくり推進協議会の構成団体等とも十分に連携を図りながら、関係機関、関係団体、行政等が協働し

て取組を進めます。

## 2. 保健活動体制

保健活動の目的は、市民の健康問題解決です。個人の健康問題は遺伝や個人の生活習慣から生じるものですが、個人の生活習慣は、社会的最小単位である家族が生活する場所で作られます。さらに、家族の生活習慣は、地域の自然環境や伝統・風習、労働の在り方など、社会的な環境の中で作られます。

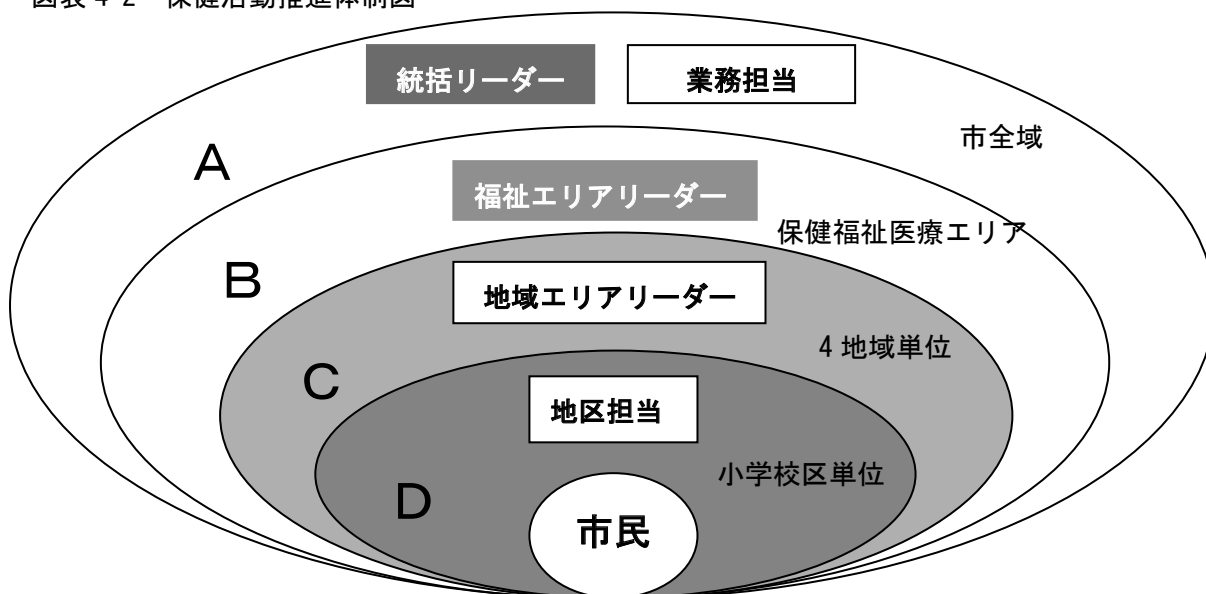
よって、地域の生活背景も含めた健康実態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食習慣と関連付けた解決可能な健康課題を抽出し、市民の健康増進に関する施策を推進する体制が必要となります。

このため、健康問題の解決には、このような地域特性を常に視野に入れた継続的な支援体制を保つため、4地域（旧町エリア）ごとに地域エリアリーダーとして中堅保健師を配置し、おおむね小学校区を単位とする、保健師の地区担当制を充実します。

図表 4-1 保健活動推進体制表

地域層	範囲	配置	主な業務	地区担当
A層	業務全域 市全域	統括リーダー 1人	庁内統括・情報共有 研修体制・資質向上	なし
		業務ごとに配置 主担当・副担当	事業計画 業務遂行管理	あり
B層	保健・医療・福祉圏域 伊吹・山東圏域 米原・近江圏域	福祉エリアリーダー（圏域ごと） 1人配置	保健、医療、福祉分野の調整	なし
C層	4地域単位 伊吹地域、山東地域、 近江地域、米原地域	地域エリアリーダー（地域ごと） に1人配置	地域エリア全体の統括 地区組織活動、ネットワーク	必要時
D層	小学校区単位 （旧小学校区）	受け持ち制 地区担当者を旧 小学校区ごとに 配置	健康教育 個別支援	あり

図表 4-2 保健活動推進体制図



### 3. 健康増進を担う人材の確保と資質の向上

保健師、管理栄養士等は、個々のライフステージに応じた健康増進を推進していくために、健康状態を見る上で最も基本的データである健康診査データを見続けていく存在です。

また、保健師、管理栄養士等は、家族の中でも介護保険を利用している方など支援を必要とする方への個人支援にとどまるのではなく、家族という最小の単位から、地域そして全体へ広がりのある視点を持った地域保健活動ができる保健師、管理栄養士等の専門職員の育成、確保が必要となります。

市民の健康増進に関する施策を推進するためには、何よりもマンパワーが必要です。健康づくりに資する職員が、いかにその力量を発揮するかにかかっているといても過言ではありません。そのためにも、保健師、管理栄養士等の専門職員は、最新の科学的知見に基づく研修や学習会へ積極的に参加するなど自己研鑽に努め、効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上を常に図ります。